

# 公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について【県外学校用】 公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の申請について【県外学校用】

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、

**保護者全員**の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が**非課税**で**ある世帯**を対象に、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付します。(返済は不要です。)

## 1 給付対象となる世帯

令和2年7月1日現在で、次の(1)から(4)のすべてに該当する世帯

- (1) 生徒が公立の高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1年~3年)、専修学校高等課程、高等学校専攻科等)に在学していること。
- (2) 保護者が岩手県内に居住していること。
- (3) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
- (4) 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。

※道府県民税所得割及び市町村民税所得割は、課税証明書・住民税納税通知書・納税義務者用の特別徴収税額決定通知書等で確認できます。

## 2 生徒一人当たりの支給額

対象者		国公立(年額)	参考 私立(年額)
生活保護受給世帯の 高校生等	全日制・定時制・通信制課程	32,300円	52,600円
非課税世帯の高校生等	全日制・定時制 課程	第1子の高校生等	84,000円
		第2子以降の高校生等	129,700円
	通信制課程	36,500円	38,100円
生活保護受給世帯・非課税世帯の専攻科生徒		36,500円	38,100円

※非課税世帯(生活保護受給世帯を除く)の高校生等の保護者等及び専攻科生徒の保護者等のうち、オンライン学習(家庭でのオンライン学習も含む)の通信費を負担している方に、10,000円を加算して給付します。

※保護者に扶養されている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合の第1子、第2子の順は生年月日順となります。なお、通信制の高等学校等に在学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制の高校生等、専攻科生徒は第1子の高校生等として取り扱います。

### <申請書類の送付先>

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当  
電話：019-629-6108

### 3 申請手続き

次の書類を岩手県教育委員会事務局教育企画室へ令和2年8月31日（月）までに郵送により提出してください。

対象者	提出書類
ア 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯（ウを除く）	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号）※1
	②在学証明書（様式第2号）
	③振込口座届（様式第5号）※2
	④広域振興局又は市福祉事務所が交付する7月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給していることを確認できる生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式-2）
イ 上記アを除く、非課税世帯の高校生等	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号）※1
	②在学証明書（様式第2号）
	③個人番号カードの写し等 又は、 保護者等（父母等）の令和元年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等の写し ※3、※4
	④15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し ※5
	⑤振込口座届（様式第5号）※2
（通信費を負担している場合）	⑥オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-6号）
ウ 生活保護受給世帯・非課税世帯の専攻科生徒	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号）※1
	②在学証明書（様式第2号）
	③保護者等（父母等）の令和元年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等の写し 生活保護受給世帯については、広域振興局又は市福祉事務所が交付する生活保護を受給していることを確認できる証明書 ※3
	④振込口座届（様式第5号）※2
（通信費を負担している場合）	⑤オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-6号）

※1 記入方法は別紙記入上の注意及び記入例を参照してください。

※2 申請者本人名義の口座を記載してください。（通帳の表紙のコピーを添付してください。）

※3 本給付金では無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明書等の写しが必要です。

※4 個人番号カードの写し等を提出する場合は、提出書類早見表により添付書類を確認し、提出してください。

※5 国民健康保険へ加入の世帯の場合は、扶養の事実の申立書（参考様式-3）を提出してください。

### 4 支給方法

審査により支給が決定された場合、令和2年10月下旬（予定）までに届出の口座に振込みます。

### 5 その他

(1) 事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。

(2) 新入生を対象とした前倒し給付に申請しなかった方や給付対象とならなかった方も、申請ができます。